

議案第九十五号

港区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区印鑑条例の一部を改正する条例

港区印鑑条例（昭和五十年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成二十九年港区条例第二十四号。次条第二項において「情報通信技術利用条例」という。）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しないものとする。

第十九条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 区長は、情報通信技術利用条例第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用した印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送によ

つてのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(説明)

電子申請により印鑑登録証明書の交付を申請する場合の手続の要件を緩和するため、本案を提出いたします。